

◎改正定款 新旧対照表

新	旧
<p>一般財団法人会計教育研修機構・定款</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 21 年 7 月 2 日 改 正 平成 30 年 3 月 26 日</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 当法人は、広く<u>会計、監査及び税務</u>に関心を有する者の教育研修のニーズを的確に把握し、教材の開発及び教育研修の実施により、これらの者の<u>会計、監査及び税務</u>に関する専門知識、専門的技能の向上を実現し、もって我が国の会計人材の育成、<u>会計リテラシーの向上</u>に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>会計実務に携わる者のための教育研修</u></p> <p>(2) <u>取締役、監査役などの役員のための教育研修</u></p> <p>(3) <u>公認会計士試験合格者のための実務補習</u></p> <p>(4) <u>公認会計士のための継続的専門研修</u> (一部修正し(1)へ移動)</p> <p>(5) <u>各種の教育研修教材の開発とその提供</u></p> <p>(6) <u>各種の教育研修の調査研究</u></p> <p>(7) <u>その他前条の目的を達成するに必要な事業</u></p> <p>2 同 右</p> <p>(事業年度)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 評議員及び評議員会 第 1 節 評議員</p> <p>(任期)</p> <p>第 10 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了</p>	<p>一般財団法人会計教育研修機構・定款</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成 21 年 7 月 2 日 改 正 平成 29 年 3 月 31 日</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 当法人は、<u>公認会計士、公認会計士試験合格者、会計実務に携わる者をはじめ、広く会計及び監査</u>に関心を有する者の教育研修に関するニーズを的確に把握し、教材の開発及び教育研修の実施により、これらの者の<u>会計及び監査</u>に関する専門的知識、専門的技能並びに<u>職業倫理</u>の向上を実現し、もって<u>会計及び監査の判断を的確に行える人材の育成</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p style="text-align: center;">(一部修正し(3)から移動)</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>(1) <u>公認会計士試験合格者のための実務補習</u></p> <p>(2) <u>公認会計士のための継続的専門研修</u></p> <p>(3) <u>会計及び監査実務に携わる者のための各種の教育研修</u></p> <p>(4) <u>会計及び監査に関する教育研修教材の開発とその提供</u></p> <p>(5) <u>会計及び監査に関する教育研修の調査研究</u></p> <p>(6) <u>その他前条の目的を達成するに必要な事業</u></p> <p>2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。</p> <p>(事業年度)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 評議員及び評議員会 第 1 節 評議員</p> <p>(任期)</p> <p>第 10 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了</p>

新	旧
<p>する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。<u>ただし、原則として、3期を限度とし再任することを妨げない。</u></p> <p>2～3 同 右 第2節 評議員会 (議事録)</p> <p>第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p><u>2 出席した評議員2名及び理事長は、前項の議事録に記名押印する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 役員等及び理事会 第1節 役員等 (役員数及び会計監査人の設置)</p> <p>第21条 同 右 理事 3名以上 <u>30名以内</u> 監事 同 右</p> <p>2 理事のうち、<u>2名</u>を代表理事とする。</p> <p>3 同 右 (選任等)</p> <p>第22条 同 右</p> <p>2 同 右</p> <p>3 <u>理事会は、その決議によって、前項で選定された代表理事のうち1名を理事長とし、他の1名を専務理事とする。</u></p> <p>4～6 同 右 (理事の職務権限)</p> <p>第23条 同 右</p> <p>2 同 右</p> <p><u>3 専務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。</u></p>	<p>する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2～3 省 略 第2節 評議員会 (議事録)</p> <p>第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより<u>理事長が議事録を作成し、これに記名押印する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 役員等及び理事会 第1節 役員等 (役員数及び会計監査人の設置)</p> <p>第21条 当法人の役員の数はおりのとおりとする。 理事 3名以上 <u>20名以内</u> 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち、<u>1名</u>を代表理事とする。</p> <p>3 当法人に会計監査人を置く。 (選任等)</p> <p>第22条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会において選任する。</p> <p>2 代表理事は、理事会において理事の中から選定する。</p> <p>3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。</p> <p>4～6 省 略 (理事の職務権限)</p> <p>第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>

新	旧
<p>4 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(役員及び会計監査人の任期)</p> <p>第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。<u>ただし、原則として、5期を限度として再任することを妨げない。</u></p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。<u>ただし、原則として、5期を限度として再任することを妨げない。</u></p> <p>3～5 同 右</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 役員は、無報酬とする。ただし、<u>常勤の役員については、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</u></p> <p>3 同 右</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第27条の2 当法人は、<u>理事、監事又は会計監査人</u>にかかる法令で定めるところの損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 理事会</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第37条 同 右</p>	<p>3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(役員及び会計監査人の任期)</p> <p>第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>3～5 省 略</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 役員は、無報酬とする。ただし、<u>その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、役員に対し、評議員会の決議を経て報酬を支給することができる。</u></p> <p>3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。</p> <p>(責任の一部免除)</p> <p>第27条の2 当法人は、会計監査人にかかる法令で定めるところの損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 理事会</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。</p>

新	旧
<p>2 前項の規定は、第 23 条第 4 項の規定による報告には適用しない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。</p> <p>第 5 章 運営委員会、実務補習協議会及びその他の委員会</p> <p>(運営委員会の設置)</p> <p>第 40 条 当法人に、理事長の業務執行を補佐するため、運営委員会を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>2 同 右</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(運営委員会の運営に関するその他の事項)</p> <p>第 41 条 この定款に定めるほか、運営委員会に関して必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <p>(実務補習協議会の設置)</p> <p>第 42 条 当法人に、第 4 条第 1 項(3)に定める公認会計士試験合格者のための実務補習の業務を執行するため、実務補習協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(報告)</p> <p>第 42 条の 2 協議会は、審議した事項を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定は、第 23 条第 3 項の規定による報告には適用しない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 運営委員会</p> <p>(構成等)</p> <p>第 40 条 当法人に、理事長が理事会の承認を経て委任する範囲において第 4 条の事業を執行するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員 20 名(うち、委員長 1 名)以内を置く。</p> <p>2 委員会は、実施する各事業に係る事項を審議させるため必要があるときは部会を設置することができる。</p> <p>3 委員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。</p> <p>(報告)</p> <p>第 41 条 委員会は、執行した事業に係る事項を理事長に報告しなければならない。</p> <p>(委員会の運営に関するその他の事項)</p> <p>第 42 条 この定款に定めるほか、委員会及び部会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>

新	旧
<p><u>(協議会の運営に関するその他の事項)</u></p> <p>第 42 条の 3 この定款に定めるほか、協議会に關して必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <p><u>(その他の委員会の設置)</u></p> <p>第42条の 4 当法人の事業を適切に推進するために必要があるときは、理事会の決議によりその他の委員会を設置することができる。</p> <p>2 その他の委員会に関して必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 事務局</p> <p>(設置等)</p> <p>第 48 条 同 右</p> <p>2 同 右</p> <p>3 事務局長は、理事会において選任又は解任する。</p> <p>4 同 右</p> <p>附則 (平成 30 年 3 月 26 日改正)</p> <p>1 本定款の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 事務局</p> <p>(設置等)</p> <p>第 48 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>